

グループホームさいかA棟重要事項説明書	グループホームさいかB棟重要事項説明書
(指定認知症対応型共同生活介護ならびに指定介護予防認知症対応型共同生活介護)	(指定認知症対応型共同生活介護ならびに指定介護予防認知症対応型共同生活介護)
1 事業所の名称及び所在地	1 事業所の名称及び所在地
(1) 名 称 グループホーム さいか	(1) 名 称 グループホーム さいか
(2) 所在地 群馬県高崎市吉井町矢田 6 6 9	(2) 所在地 群馬県高崎市吉井町矢田 6 6 9
(3) 電話・FAX 027-387-5187 : 027-381-6877	(3) 電話・FAX 027-387-5187 : 027-381-6877
2 相談並びに苦情処理担当者	2 相談並びに苦情処理担当者
管理者: 柴崎 美幸	管理者: 柴崎 美幸
介護支援専門員: 柴田 健	介護支援専門員: 柴田 健
3 職員の体制	3 職員の体制
職員の配置状況	職員の配置状況
① 管理者 1 名 (常勤専従)	① 管理者 1 名 (常勤専従)
管理者は、業務の管理、職員の管理を一元的に行う。	管理者は、業務の管理、職員の管理を一元的に行う。
② 計画作成担当者 1 名	② 計画作成担当者 1 名
(常勤兼務) (介護職員との兼務)	(常勤兼務) (介護職員との兼務)
③ 介護職員 人員基準上必要とされる員数	③ 介護職員 人員基準上必要とされる員数
④ 看護職員 1名 非常勤兼務	④ 看護職員 1名 非常勤兼務
(併設ユニットとの兼務)	(併設ユニットとの兼務)
介護職員は、利用者に対して必要な介護を行う。	介護職員は、利用者に対して必要な介護を行う。

4 サービスの内容

- (1) 食事
- 栄養ならびに身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- (2) 排泄
- 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活かした援助を行います。
- (3) 入浴
- ご利用者本人の希望に配慮した入浴に努めます。
- (4) 機能訓練
- ご利用者が日常生活を送るのに必要な機能の減退防止のための訓練ならびに心身の活性化を図る為のサービス（アクティビティ・サービス）を提供します。
- (5) 健康管理
- バイタルチェックならびに健康維持のための相談・助言等を行います。
- (6) 理美容サービス
- およそ2カ月に1回訪問理美容師による理美容サービスを行います。
- (7) レクリエーション
- ご本人の趣味や嗜好に応じたレクリエーションを行います。
- (8) その他
- 生活のリズムを考え、食事や洗濯、買い物、園芸等を職員と共同で行い家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう配慮します。

5 利用料（本人負担）

（１）介護の利用料（介護保険適用のサービスです）（１日あたり）

区分		単位 (単位／日)	備考	利用者負担額 (1 単位10.27円 円／日)
区分 Ⅰ	要支援 2	7 4 9	※左記の単位より、該当する単位の 1 ヶ月合計に、1 0． 2 7 円／単位 を乗じた金額が介護報酬となり、利 用者の負担額はその 1 割となりま す。	7 6 9
	要介護 1	7 5 3		7 7 3
	要介護 2	7 8 8		8 0 9
	要介護 3	8 1 2		8 3 4
	要介護 4	8 2 8		8 5 0
	要介護 5	8 4 5	※右記の利用者負担額は、目安で有 り、実際の精算時には端数処理によ り若干の違いが生じる事がありま す。あらかじめご了承下さい。	8 6 7
	初期加算	3 0		3 1
	医療連携体制加算（Ⅰ）	3 7		4 0
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6		6
介護職員処遇改善加算Ⅱ 1		注) 参照		

注） 上記表区分Ⅱ 1により算定した利用料の１０００分の２０２に相当する単位となり、１単位当たり１０．２７円となります。（地域区分/6級地③）令和８年６月利用分より

※１ 入居した日から30日間は初期加算として1日30単位が加算されます

※２ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）とは、勤続3年以上の職員が３０％以上である場合に算定されます。介護職員処遇改善加算（Ⅰ）とは、介護職員処遇改善交付金の相当分を介護報酬へ移行するために創設されました。厚生労働大臣が定める基準に適合する事業所が、所定のサービスを提供した場合に算定されます。

（２）入居利用料（介護保険適用外のサービスとなります） [30日あたり]

項目	金額		備考
家 賃	３５，０００円		日割り計算の場合１日１,100円にて計算
水道・光熱費	２３，１００円		１日７７０円×３０
食材料費	３４，５００円		（朝 350 円、昼 400 円、夕 400 円）
理美容代	実費		
オムツ代	パット：１枚 50 円	リハビリパンツ：１枚 200 円	紙おむつ １枚：150 円
【その他】 上記に掲げるものの他、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち日常生活において通常生活に係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用を別途頂きます。 ※月途中における入退去ならびに入院・外泊があった場合の料金については、家賃については上記表の通り一日 1100 円にて日割り計算、水道光熱費は日割り計算、食材料費に関しては実数分の請求とさせていただきます。			

（３）支払方法

毎月、１０日までに前月のサービスの利用料を請求いたします。２５日に御指定頂きました口座より引き落とし、又は、請求日より10日以内に現金にてお支払い頂きます。

6 事故発生ならびに入居中に著しく状態の変化した際の対応

- (1) 利用者の体調不良について、急性期においてはかかりつけ医に連絡し適切な処置を講ずる。但し休診または夜間等にかかりつけ医が対応できない場合は救急外来等へ連絡し、指示を仰ぐ。終末期の対応については別紙に定める「看取りに関する指針」にもとづき、家族および利用者の要望を別紙様式にて確認し、誠意をもって協議し対応する。

7 ホームを退所して頂く場合（契約の終了について）

- ① 要介護認定にて利用者の要介護区分が非該当（自立）もしくは要支援1と認定された場合
- ② 事業者が解散または破産した場合、あるいはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 当事業所が介護保険事業所としての指定を取り消された場合あるいは指定を辞退した場合
- ④ 利用者が死亡した場合
- ⑤ 利用者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入居した場合
- ⑥ 利用者から退所の申し出があった場合
- ⑦ 事業所から退所の申し出があった場合

- (1) 利用者から退所の申し出があった場合

利用者は10日間の予告期間をおいて文書をもって、この契約を解約することができる。但し、以下の場合には、この限りにあらず。

- ① 利用者が入院した場合
- ② 事業所が正当な理由なく本契約に定めるサービスの実施を行わない場合
- ③ 事業所が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業所が故意に又は過失により利用者の身体・財産等を傷つけ重大な不信行為が認められる場合
- ⑤ 他の利用者からの他害の恐れがあり、事業所が適切な対応を取らない場合

- (2) 事業所から利用者に対し退所をお願いする場合

事業者は以下の、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヵ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

- ① 利用者のサービス利用金の支払いが2ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合
- ② 利用者の入院もしくは病気により2ヶ月にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ③ 自傷他害の恐れがあり、少人数による共同生活を営むにあたり著しい支障がある場合
- ④ 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い契約継続に著しい支障をきたした場合

- (3) 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

8 苦情の受付について

苦情〔要望〕等は面接、電話、書面のどにより苦情受付担当者が随時受け付ける。なお職員は常に利用者・家族等の苦情〔要望〕に耳を傾けるよう努める。

苦情解決責任者 森平 昇 (株式会社 彩華舎 代表取締役 027-387-5191)

苦情受付担当者 柴崎 美幸 (グループホームさいか 管理者 027-387-5187)

柴田 健 (グループホームさいか 介護支援専門員 027-387-5187)

高崎市役所 長寿社会課 (027-321-1248)

群馬県健康保険団体連合会 (027-290-1319)

群馬県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会 (027-255-6669)

第三者委員 浅野 菜津子 (027-387-7274)

9 個人情報に関する取り扱いについて

(1) 個人情報の収集

株式会社彩華舎が開設するグループホームさいか（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）及びサービス従事者が、業務上知り得たご利用者ならびに家族等の個人情報を以下の理由がある場合、その情報を用いること及び必要な情報を収集することに同意します。

(2) 個人情報の利用

事業所及びサービス従事者が以下の目的のために(1)の個人情報を利用することに同意します。

- a. サービス担当学会議や関係医療関係者、関係介護保険事業者等との連携を図る。
- b. 運営推進会議等において、地域の福祉の増進を図る上で、事業所の透明性を高め地域との社交を深めるため。
- c. 各種法令の規定により公的機関から個人情報の提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合。

(3) 個人情報の開示

ご利用者は当社に対して、当社が保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

10 第三者評価の実施状況

(1) 評価機関

特定非営利活動法人 群馬県社会福祉評価機構
〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12
(027-251-2701)

(2) 評価実施年月日

令和8年3月30日

(3) 開示方法

WAMNETにて公開（運営：独立行政法人 福祉医療機構 <https://www.wam.go.jp>）
施設内玄関ホールにて観覧可能

グループホームを利用にあたり、利用者に対し契約書及び本書に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業所 株式会社 彩華舎 グループホーム さいか

令和 年 月 日

職 名

氏 名

印

上記内容の説明を受け、同意し、受領しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

印

代理人

印（続柄： ）